

I - 3 支給決定（選択と決定）素案

【表題】 支給決定のしくみ

【結論】

- 支給決定のプロセスは、原則以下のとおりとする。
- ① 総合福祉法上の支援を求める者（法定代理人も含む）は、本人が求める支援に関するサービス利用計画を策定し、市町村に申請を行う。
- ② 市町村は、支援を求める者に「障害」があることを確認する。
- ③ 市町村は、本人が策定したサービス利用計画について、市町村の支援ガイドラインに基づき、ニーズアセスメントを行う。
- ④ 申請の内容が、支援ガイドラインの水準を超える場合又は、本人が希望する場合、市町村は、本人（支援者を含む）と協議調整を行い、その内容に従って、支給決定をする。
- ⑤ 協議調整が困難である場合、もしくは本人が希望した場合、市町村（または圏域）に設置された第三者機関としての合議機関において検討し、市町村は、その結果を受けて支給決定を行う。
- ⑥ 市町村の支給決定に不服がある場合、申請をした者は都道府県に不服申し立てできるものとする。

【説明】

げんざいしょうがいしゃ じりつしえん いちじしんさもち しょうがいていどくぶんにていちょうさこうもく
現在 障害者自立支援方の一次審査で用いられる 障害程度区分認定調査項目
の 106項目は、特に知的障害、精神障害については一次判定から二次判定の
へんこうりつ わり わりいじょう ちいき かくさ おお しょうがい
変更率が4割から5割以上であり、かつ地域による格差も大きいことから、障害
しゅべつ こ しきゅうけつてい きやくかんとくしひょう もんだい おお
種別を超えた支給決定の客観的指標とするのは問題が大きい。

あら しきゅうけつてい きほんてき かが かた しえん ひつよう
新たな支給決定にあたっての基本的な考え方については、①支援を必要とす
る障害のある本人（及び家族）の生活と意向を基本とすること、②その地域で
た もの びょうどう きそ ひつよう しきゅうりょう かくほ いっていでいど
他の者との平等を基礎として、必要な支給量が確保されること、③一定程度の
ひょうじゆんか はか こうへいせい とうめいせい しんせい けつてい
標準化が諮られ、公平性、透明性があること、④申請から決定までわかりやす
く、スムーズなものであること、とする。

あら しきゅうけつてい し く ぜんてい しょうがい ほんにん じ こ けつてい
また新たな支給決定の仕組みの前提としては、障害のある本人の自己決定
しえん ばっほんてき きょうか ひつよう にちじょうてき しえんしゃ とうじしゃ ぴあさぽーと
支援の抜本的な強化が必要である。日常的な支援者、当事者によるピアサポート
（エンパワメント事業）の充実、相談支援システムの充実などが具体的に諮ら
れることが重要である。

しちょうそん に ー ず あ せ す め ん と の う り よ く こうじょう はか
さらに市町村においては、ニーズアセスメント能力の向上が諮られなければ
ならない。市町村行政職員のOJT（研修体制）の充実が必要である。

しきゅうけつてい ぶ ろ せ す ぜんたい いってい きょうつうじこう る ー る か こうへいせい とうめいせい
支給決定プロセス全体について一定の共通事項をルール化し、公平性・透明性
たんほ しきゅうけつてい ぶ ろ せ す ししん が い ど ら い ん さくてい
を担保する。（支給決定プロセスの指針・ガイドラインの策定）

ひょうだい さーびすりようけいかく
【表題】 サービス利用計画について

けつろん
【結論】

- サービス利用計画とは、総合福祉法上のサービスを求める者がその求める支援について策定し、これを市町村に提出するものをいう。

せつめい
【説明】

サービス利用計画とは、総合福祉法によるサービス等を利用するにあたって、市町村に提出する計画とする。本人のニーズに基づいて、福祉サービス等の利用希望を明らかにする計画となる。サービス利用計画は、本人自身が策定するか（セルフマネジメント）、もしくは本人が相談支援専門員とともに策定することもできる。サービス利用計画の提出は、総合福祉法によるサービスを利用申請する際に必須とする。

ひょうだい しょうがい かくにん
【表題】 「障害」の確認について

けつろん
【結論】

- 市町村による法律の対象となる障害者であるか否かの確認は、「身体的または精神的な機能障害」があることを示す証明書によって行う。証明書は、障害者手帳、医師の診断書、もしくは意見書、その他、障害特性に関して専門的な知識を有する専門職の意見書を含むものとする。

【説明】

総合福祉法に基づく支援は、障害者手帳の有無にかかわらず、支援を必要とする障害者に対して提供される。機能障害を示す具体的資料としては、障害者手帳があれば、それで足りるが、まず、医師の診断書の利用が考えられる。医師の診断書は、機能障害の存在を示す資料として、公正性が担保される点で優れているが、他方で、発達障害、高次脳機能障害、難病など、医師の診断書が得にくい場合も考えられる。

医師の診断書が得られにくい場合に対処する方策としては、以下の2つがある。

- ① 医師の診断書に限定せず、意見書でもよいものとする。
- ② 「機能障害」の存在を判断する者を医師のみとせず、その他障害特性に関し専門的な知識を有する専門職の意見でもよいとする。

なお、具体的な専門職としては、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、発達心理士、精神保健福祉士、看護師等がある。市町村によって格差が生じないように、ICF（国際生活機能分類）の「心身機能・身体構造」を参考にしつつ機能障害の例示列記するなど、市町村・利用者（障害者）・医師その他の専門職に対して包括規定の内容を明らかにすることも検討すべきである。

ひょうだい しえんが いどらいん
【表題】 支援ガイドラインについて

けつろん
【結論】

- 【P】国は、^{くに}障害者の^{しょうがいしゃ}地域生活の^{ちいきせいかつ}権利の^{けんり}実現をはかるため、^い以下の^{きほんてきてん}基本的視点に基づいて、^{しえんが いどらいん}支援ガイドラインを^{さくてい}策定するものとする。
- ガイドラインは、「^{ちいき}地域で暮らす^た他の^{もの}者との^{びょうどう}平等を^{きそ}基礎として^{せいかつ}生活すること
- を^{かのう}可能とする^{しえん}支援の^{すいじゆん}水準」を示すものである。
- ガイドラインは、^{しょうがい}障害の種類と^{しゆり}程度で^{ていど}支援の種類と^{りょう}量を^き決めるのではなく、^{しゃかいさんか}社会参加を含めた^{しえん}支援の^{ひつよう}必要に基づいて^{しめ}策定されるものとする。
- ガイドラインは、^{くに}国が^{きほんてき}基本的な^{せつてい}設定を示し、^{しめ}その^{せつてい}設定を^{さいていらいん}最低ラインとして、^{じちたい}自治体ごとに^{が いどらいん}ガイドラインを^{さくてい}策定することとする。
- ガイドラインは、^{とうじしゃ}当事者が^{さんかく}参画し^{さくてい}策定する。^{こうかいぶんしょ}公開文書とし、^{てきせつ}適切な^{じき}時期で見直^{みなお}す。^{しちやうそん}（市町村のいわゆる「^{ようこう}要綱」を^{が いどらいん}ガイドラインにはしてはならない。）

せつめい
【説明】

^{が いどらいん}ガイドラインで示す^{しめ}支給水準は、^{けんりじょうやく}権利条約に^{きてい}規定されている^{しょうがいしゃ}障害者の「^た他の^{もの}ものとの^{びょうどう}平等」「^{ちいきせいかつ}地域生活の^{じつげん}実現」を^{きほんげんそく}基本原則にするべきである。この^{きほんげんそく}基本原則に基づき、^{しょうがい}障害のある^{ひと}人の^{しえん}支援の^{ひつようど}必要度を^{るいけいか}類型化し、^{るいけい}類型ごとの^{ひょうじゆん}標準ケアプランに基づき^{しめ}支給水準を示す。^{ちやうじかんかいご}類型化については、^{みまも}長時間介護、^{しえん}見守り支援、^{ふくすうかいご}複数介護、^{いどうしえん}移動支援などの^{ひつようせい}必要性を含めて^{けんとう}検討するべきである。

ガイドラインは、障害のある人が住み慣れた地域で生活していくために必要な支援の必要度を明らかにし、その人の生活を支援する支援計画の作成過程において、公費により利用できる福祉サービスを明らかにすることを目的に作られるものである。市町村ガイドラインの策定は不可欠である。当事者（障害者、家族など）と行政、相談支援事業者、サービス提供事業者などの関係者の参画のもと、地域のその時点での地域生活の水準を協議しながら作成される必要があり、この策定により、当事者、行政、事業者の協働が生まれる。

ガイドライン策定にあたり様々な意見があるため、障害者団体等の意見を聴取しつつ、策定されるものとする。

しかし、地域生活をする重度障害の人が少なく、当事者の声が出にくい地域などでは、格差が広がるリスクもある。そのため、当分の間は国がガイドラインの設定指針を示し、自治体ごとにその指針内容を最低ラインとして、独自のガイドラインを策定することとする。また財政面から国基準をそのまま引用する自治体が出る可能性が高いことから、国のガイドライン指針を超えて、市町村が必要に応じた支給決定ができる財源的な保障が必要である。

またガイドラインは、現在の支給決定の際に、自治体で用いられている「要綱」とは異なる。具体的な地域で暮らす障害者のニーズに基づいて策定されるべきものであり、その策定段階から当事者参画が諮られるべきである。

さらに、^{くに}国と^{とどうふけん}都道府県は、^{かくちいき}各地域の^{がいどらいん}ガイドラインとそれを^こ超える^{しきゅうけつてい}支給決定の
^{じれい}事例にかかわる^{じょうほう}情報を^{しゅうやく}集約して、^{くに}国の^{ししん}指針の^{みなお}見直しに^{はんえい}反映させるとともに、そ
の^{じょうほう}情報を^{じちたい}自治体やその^{ごうぎきかんとう}合議機関等に^{ていきょう}提供し、^{かくちいき}各地域における^{がいどらいん}ガイドライン
^{さくせい}作成・^{みなお}見直しや^{しきゅうけつてい}支給決定^{じむ}事務の^{さんこう}参考に^し資するよう^{つと}に努めなければならない。

^{ひょうだい}【表題】 ^{きょうぎちようせい}協議調整

^{けつろん}【結論】

○ ①^{しょうがいしゃほんにん}障害者本人が^{きぼう}希望する^{ばあい}場合、②^{がいどらいん}ガイドラインの^{すいじゆん}水準を^こ超える^{しんせい}申請である
と^{しちようそん}市町村が^{はんだん}判断した^{ばあい}場合に、^{しょうがいしゃ}障害者（^{およ}及び^{しえんしゃ}支援者）と^{しちようそん}市町村による^{きょうぎちようせい}協議調整
により^{しきゅうけつてい}支給決定が^{おこな}行われる。

^{せつめい}【説明】

^{きょうぎちようせい}協議調整による^{しきゅうけつてい}支給決定は、^{しょうがいしゃほんにん}障害者本人が^{きぼう}希望する^{ばあい}場合と^{がいどらいん}ガイドラインで^{しめ}定め
られる^{すいじゆん}水準に^あ当てはまらない^{じれい}事例（^{るいけい}類型を^こ超える^{じかんすう}時間数などが^{しんせい}申請された^{ばあい}場合）
について、^{こべつ}個別の^{せいかつじつたい}生活実態に^{もと}基づいて^{ほんにん}本人と^{しちようそんかん}市町村間で^{おこな}行われる。

^{ほんにん}本人（^{しえんしゃ}支援者）と^{しちようそん}市町村の^{きょうぎ}協議で^{ちようせい}調整が^{つかない}つかない^{ばあい}場合には、^{だいさんしゃ}第三者で^{こうせい}構成さ
れた^{ごうぎきかん}合議機関での^{けんとう}検討の^{けつか}結果を受けて、^{しちようそん}市町村が^{しきゅうけつてい}支給決定を^{おこな}行う。

^{ひょうだい}【表題】 ^{ごうぎきかん}合議機関の^{せっち}設置と^{きのう}機能について

けつろん
【結論】

- 市町村は、協議調整が困難な場合、本人が希望する場合に、第三者機関として、当事者相談員、相談支援専門員、地域の社会資源や障害のある人の状況をよく知る者等を構成員とする合議機関を設置する。
- 合議機関は、既定の支援ガイドラインの内容および水準にかかわらず、本人のサービス利用計画に基づき、その支援の必要性を調査するとともに、支援の内容、支給量等について判断するものとする。
- 市町村は、合議機関での判断を尊重しなければならない。

せつめい
【説明】

本人と市町村の協議で調整がつかない場合、もしくは本人が第三者機関での調整を要請した場合には、市町村に設置された合議機関において検討し、その結果を受けて、市町村が支給決定を行うことができることとする。

合議機関では、障害特性や障害福祉サービス等の必要性をより適切に支給決定に反映するため、本人中心支援計画（サービス利用計画案を含む）及び、個別支援計画に具体化されなかったニーズ、概況調査（介護を行う者の状況、障害のある人の生活環境等）、市町村のガイドラインによるアセスメント等を勘案し、個別事例についての検討を行う。

さらに、合議機関は市町村（または圏域）に複数設置を基本とする。不服申し

た において、^{しちようそん}市町村への^{さ もど}差し戻し（^{さいちようせい}再調整）^{せいきゆう}請求を^{い ち}位置づけた^{ばあい}場合に、その

^{しちようそん}市町村（または^{けんいき}圏域）が^{ゆう}有する^た他の^{ごうぎきかん}合議機関で^{さいちようせい}再調整する^{ほうほう}方法を^{けんとう}検討する^{ひつよう}必要がある。

【表題】 ^{ひようだい}不服^{ふ ふく}申立^{もうしたて}について

【結論】

○^{しちようそん}市町村は、^{しきゆうけつてい}支給決定に関する^{かん}異議^{い ぎ}申し立ての^た仕組みを^{しく}整備し、^{せいび}都道府県は、

^{しちようそん}市町村の^{しきゆうけつてい}支給決定に関する^{かん}不服^{ふ ふく}審査^{しんさ}機関^{きかん}を設置^{せっち}する。

○^{ふ ふく}不服申立は、^{てつづ}手続き及び^{およ}内容^{ないよう}判断^{はんぱん}の^{ぜ ひ}是非^{しんぎ}について^{ほんにん}審議^{しんぎ}されるものとし、^{ほんにん}本人の

^{しゅっせき}出席、^{い けん}意見^{ちんじゆつおよ}陳述^{はんろん}及び^{き かい}反論^{あた}の^あ機会^あが^あ与え^あられるものとする。

【説明】

^{しきゆうけつてい}支給決定は、^{いちれん}一連^{ぶ ろ}のプロセスと^{せ す}協議^{きようぎちようせい}調整^{もと}に基づいた、^{さいしゆうてき}最終的に^{ぎようせいしよぶん}行政処分^あであ

るが、^{ほんにん}本人がその^{けつてい}決定^{ふ ふく}に^{ばあい}不服^{きわ}がある^{かんべん}場合には、^{ふ ふく}極めて^た簡便^たに^た不服申立^たてがで

きる^{しく}仕組み^{もと}が^{しちようそん}求め^{とどうふけん}られる。市町村^{れ べ}や都道府県^るレベル^{ふ ふく}の^{しんさ}不服^{きかん}審査^{てつづ}機関^{きかん}への^{てつづ}手続き

の^はハードル^{どる}を^{ひく}低く^{そうだん}するため、^{しえん}相談^{しえん}支援^{ふ ふく}に^{しんさ}不服^{しえん}審査^{とう}の^{でき}支援^{もと}等^{もと}が^あ出来^ある^あことも^あ求め

